全農薬通報

ＮＯ．３１０　　平成２９年８月２０日

目　　次

◎主な行事予定
・全国農薬協同組合
・植物防疫関係団体
◎組合からのお知らせ
・組合員の動き等

◎行政機関からのお知らせ
・農業資材審議会農薬分科会（農林水産省）
・平成２９年度植物防疫地区協議会日程について

◎関係団体からのお知らせ
・報農会第３２回報農会シンポジウム
◎全農薬ひろば
・トケイソウ

全国農薬協同組合
〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル
TEL03-3254-4171　　FAX03-3256-0980
http//www.znouyaku.or.jp　E-mail：info@znouyaku.or.jp

全農薬の主な行事予定

「全国農薬協同組合」

９月１４日(木)11:00～14:00　第２７回執行部協議会
14:00～15:00　各委員会
15:00～17:00　第２８１回理事会
１０月　２日(月)～　６日(金)　第８８回植物防疫研修（日植防会議室）
１０月１６日(月)～２０日(金)　第８９回植物防疫研修（日植防会議室）
１０月２５日(水)～２７日(金)　農薬安全コンサルタントリーダー研修会
１０月２６日(木)13:00～15:00　監査会
１１月１４日(火)15:30～17:00　第２８２回理事会
１１月１５日(水)10:30～19:30　第５２回通常総会・第４０回全国集会・情報交換会
１２月　７日(木)11:00～14:00　第２８回執行部協議会
14:00～15:00　各委員会
15:00～17:00　第２８３回理事会
１２月　８日(金)10:30～12:00　全農薬受発注システム利用メーカー協議会第８回総会

「全国農薬業厚生年金基金」

７月２８日(金)　新制度検討委員会（全農薬９階会議室）

「植物防疫関係団体」

（農薬工業会）

９月１３日(水)　幹事会
１１月　８日(水)　幹事会・理事会・虫供養(浅草寺)

（報農会）

９月１３日(水)　報農会シンポジウム・功績者表彰式

（一社）日本植物防疫協会

９月１４日(木) 10:00～17:00　日植防シンポジウム
場所：日本教育会館「一ツ橋ホール」
千代田区一ツ橋２－６－２
☎：03（3230）2831

組合からのお知らせ

１．公益社団法人　緑の安全推進協会　通常総会

日時：平成２９年６月２２日(木)　14:00～15:30

場所：TKP 神田駅前ビジネスセンター　5C 会議室

議事：報告事項　平成２８年度事業報告の件

議決事項

第１号議案　平成２８年度事業及び収支決算承認の件

第２号議案　理事及び監事の報酬等の総額の上限及び支給の基準見直しの件

第３号議案　理事１２名選任の件

第４号議案　監事２名選任の件

第５号起案　その他

報告　平成２９年度事業計画及び収支予算の件

その他

出席者：事務局（宮坂技術顧問）

「本日は、ご多忙中のところ、第２８回公益社団法人緑の安全推進協会通常総会にご出席を賜り誠に有り難う御座います。」と、挨拶に始まり、総会は内田専務の司会で淡々と進行された。続いて、会長挨拶、来賓挨拶と続いた。

○齋藤会長の開会挨拶概要

会員の皆様には、日ごろから、当協会の運営及び理事会、各委員会等の活動に多大なるご協力・ご支援を賜り、本席をお借りしまして、厚くお礼申しあげます。

開会に当たり会長として一言挨拶を申し上げます。当協会は公益社団法人として新たに出発して４年が過ぎました。昨年度には内閣府の立入検査を受け、当協会の運営や公益事業に対して評価と今後への期待を頂戴しています。

さて、昨年度（平成２８年度）は基本方針に沿って、農薬の適正使用、安全管理等の活動の戦略化、会員通信発行等の情報化関連事業の推進、家庭園芸普及協会等との連携、活動の拡大、また収支改善と経費的基盤の検討等を重点的課題として、事業展開いたしました。詳細内容は、本総会の第１号議案にて説明、お諮りするところです

お陰様で昨年に引き続き、収支の黒字化を達成できて安堵しているところです。

今年は全役員の任期満了の年で、改選期に当たります。本総会で、理事及び監事全員を

新たに選任することが必要になり、これについて第３号議案と第４号議案でお諮りするものです。また第２号議案は理事及び幹事の報酬等の総額の上限及び支給の基準見直しに関するものでございます。

以上が本日の議案に関連する事項でございます。

ところで、本年度(平成２９年度)におきましては、継続課題に取り組むとともに、農薬の役割と安全性の一層の認知、その適正な使用の促進に向けた課題への的確な対応、さらには委員会活動の活性化、そこで策定されました事業計画の推進について精力的に取り組んでいく所存です。

特に、公益目的事業である「緑の安全管理士」制度に関しては、「住宅地等での農薬使用に係る通知」の中に明記されたのを契機に、受講者の増加が見られています。今後も、その役割の認識を社会に広げて適正使用の普及が必要であると考えており、関係する全国農業協同組合連合会、全国農薬協同組合、日本植物防疫協会、更には関係ご当局、本日ご来賓としてご出席頂いていますが、皆様方の尚一層のご指導ご協力をお願いするところでもあります。

本年度の事業計画と予算につきましては、既に３月に開催された理事会でご審議・ご承認頂いただきましたので、総会では報告事項にて説明させていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

以上で、私の挨拶と致します。

○来賓挨拶

（１） 農林水産省植物防疫課　島田和彦課長挨拶概要

はじめに

本日の総会の開催にあたり、一言ご挨拶させていただきます。日頃より、貴協会で実施される農薬の適正使用の啓発等を通じ、植物防疫事業の推進に御尽力いただいており、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

さて、私からは、最近の植物防疫を巡る最近の情勢等について申し上げたいと思います。

資材費低減に関する取り組み

昨年１１月２９日に政府の農林水産業・地域の活力創造本部にて決定された「農業競争力強化プログラム」において、生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直しが位置づけられました。

これを受けて、農林水産省では、生産資材費を低減する観点から、防除基準策定のために都道府県等が実施する農薬登録後の追加試験実施の在り方や、病害虫の発生動向に応じた効果的・効率的な病害虫防除の推進などについて、貴協会をはじめとする関係団体の皆様や都道府県と連携しながら検討を進めてきたところです。

今後、農薬登録データ等を都道府県等に提供することにより、追加試験の実施を中止することとしており、本年１月に当課からお願いの通知を発出させていただきました。また、先日開催した第３回目の病害虫防除・農薬登録推進中央協議会の中で、農林水産省で検討している農薬登録データ等の情報提供のフレームワークについて、関係団体の皆様からの

ご意見等を伺ったところです。いただいたご意見等を元に修正ー改善を行い、再度、関係団体の皆様にご確認いただいた上で、今月中に、当該協議会の検討結果の共有と都道府県に対して農薬登録データ等提供に関する要望の調査を依頼する予定としております。

病害虫発生・防除状況について

昨今の病害虫の発生動向として、昨年、佐賀県の白石町をはじめ、西日本の一部地域で、タマネギべと病が多発生し大きな被害をもたらしました。本年作は、地域での積極的な取り組みや、天候に恵まれたこともあり、昨年に比べて大きく発生を抑えることができ、平年並みまで回復できたと伺っております。

北海道では、平成２７年、２８年とコムギなまぐさ黒穂病が多発生し、昨年の廃耕面積は約 1,000ha にも及びました。農林水産省としても研究開発事業の中で本病の生態や防除対策の確立に向けた支援を行いつつ、本病による被害の抑制に取り組んでまいりたいと考えております。

このほかにも、東北の一部地域で、これまで基幹的に利用していた DMI 剤に対する抵抗性の発達によって、リンゴ黒星病が多発生となる等、これまで防除対策が確立できていたような病害虫においても、楽観できない状況が続いております。

さらには、国内での発生が確認されたジャガイモシロシストセンチュウ及びウメ輪紋ウイルスに対しては、本年も引き続き関係都道府県と連携し、早期の根絶ができるよう緊急防除を実施しているところですが、網走では、シロシストセンチュウをＤ－Ｄ剤で防除しようとしておりますが、ワカサギやサケの養殖を業としている漁業者からの反対運動にあっております。このように植物防疫に関する課題は多々ありますが、お集まりの皆様のご理解・ご協力をいただきながら、解決に向けて一つずつ着実に取り組んでいきたいと考えております。

終わりに

最後になりますが、貴協会におかれては、このような植物防疫の基幹である農薬の適正使用の啓発等に多大な貢献をされています。

引き続き、植物防疫事業の的確な実施に御協力をお願いするとともに、各会員の皆様方におかれては、今後も、貴協会の活動を通じて農業の生産性の向上、消費者の理解の向上等に寄与され、これまでにも増して、国民の期待に応えていただきますことをお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

（２） 農林水産省農産安全管理課農薬対策室　古畑徹室長挨拶（概要）

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室の古畑です。

第２８回通常総会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、日頃より、農薬行政、特に、農薬の適正な使用と農薬による危害の防止についてご理解とご協力をいただきありがとうございます。また、緑の安全管理士の認定、研修会の開催、講師派遣などの協会の活動を通じ、農薬の適正使用の啓発・普及に尽力いただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。昨今の農林水産行政を取り巻く情勢について少しお話させて頂きます。　昨年、農業の体質強化のため、

政府で「生産資材の価格形成の仕組みの見直し」が議論されました。

その成果が、その他の関連政策とともに「農業競争力強化プログラム」として昨年１１月末に決定され、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の中に位置づけられました。このプログラムでは、「農薬については、農産物輸出も視野に入れた国際的対応が特に重要であり、国はジェネリック農薬のあり方を含め、農薬取締法の運用を国際基準に合わせる方向で、抜本的に見直す。」とされました。　さらに、これを踏まえて、農業競争力強化支援法が本年５月１２日に成立しました。農薬の関係では、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するための国の施策として、「農薬の登録に係る規制について、農業資材の安全性を確保するための見直し、国際的な標準との調和を図るための見直しその他の当該規制を最新の科学的知見を踏まえた合理的なものとするための見直しを行うこと」が位置づけられています。

良質で安全な農産物を生産し国民の皆様に安定的に供給するためには農薬が不可欠ですが、ただ安ければいいというものではなく、病害虫に対する効果に優れ、人や環境への影響の少ない農薬が求められています。

農林水産省としては、我が国の農業者に、この先、将来にわたって良質でかつ安全性の高い農薬を供給していくためには、安全性の確保を大前提として、これまで進めてきた「農薬登録制度の国際調和」を引き続き推進していく必要があると考えております。

もう一点、農薬危害防止運動についてもご紹介さていただきます。

本年度も、６月１日より、農薬の安全かつ適切な使用や保管管理、環境への影響に配慮した農薬の使用等を推進するため、農林水産省、厚生労働省、環境省、都道府県、保健所設置市及び特別区が実施主体となり、また、貴協会をはじめとする関係者の皆様の協力のもと、農薬危害防止運動を開始しました。

農薬の使用に伴う事故に関しては、平成２７年度のデータによれば、件数の多いものは、農薬の誤飲・誤食、防護装備不十分等による散布時の作業者自身の暴露、土壌くん蒸剤使用後の不適切な作業管理、などになります。また、住宅地等の周辺における農薬使用による周辺住民等への健康被害を防止することも重要です。

このことから、平成２９年度のポスターの標語は、農薬使用前にもう一度ラベルを確認すること、土壌くん蒸中は被覆を行うこと、住宅地等で農薬を使用する際は周辺に配慮すること、としています。貴協会におかれましても、研修会等を通じて、農薬使用者やその指導的立場にいる者に対して、これらを中心に指導をお願いいたします。

（３）環境省農薬環境管理室　小笠原毅輝室長挨拶（概要）

環境省農薬環境管理室の小笠原と申します。

第２８回総会の開催に当たり、一言ご挨拶をさせていただきます。

緑の安全推進協会並びに関係者の方々には、日頃より農薬の適正使用の推進に積極的に取り組んでおられますことに深く敬意を表させていただきますとともに農薬環境行政の推進にご理解とご協力を賜り、この場をお借りしまして篤くお礼申し上げます。　農薬は農業や林業のみならず、公園や街路樹、そして学校施設等における植栽管理においても、病害虫や雑草の防除に大変有効な資材でありますが、一方で、使用においては人への健康や生態系に対し、一定のリスクを伴うため、適正に使用

することが不可欠であります。

今月から「農薬危害防止運動」の推進に取り組んでいるところですが、特に環境省では、公園、学校等の施設での農薬使用において、農薬の飛散による周辺住民等への健康被害を防ぐため、農水省との連名により発出したいわゆる「住宅地等通知」や環境省で作成した「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」等を用いて、様々な機会に農薬の飛散防止対策の徹底等、農薬のリスク軽減に向けた農薬の使用方法についての周知に努めているところです。本年度も自治体や団体からの依頼を受け、農薬の適正使用に係る研修会、講演会の中でも本マニュアルを活用しています。

また、本マニュアルに関する自治体や防除業者の優良な取組を収集した事例集を４年前に作成しましたが、本年３月にこれを更新し、バージョン２として都道府県に配付するとともに環境省の HP に公表しております。関係者におかれましては、公園マニュアルとともに本優良事例集を各種取組の参考としてご活用ください。

さらに、本年３月には、ゴルフ場で使用される農薬について、平成２年に策定した「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」の通知を見直し、新たに、生態系保全の観点から水産動植物の被害を未然に防止するための指導指針値を導入し、また、ゴルフ場による自主的調査の結果についても関係者で情報を共有することが有用であるため、都道府県において、自らの調査の他、ゴルフ場による調査結果についても把握し、環境省へ提供してもらうことにしました。ゴルフ場の排水口において、水濁指針値を超える値は平成１５年以降の調査では見られていませんが、農薬の種類によっては人畜よりも水産動植物に強い影響を及ぼすものがあるため、注意する必要があります。昨年度の水質調査結果については、現在、地方環境事務所において管内分のとりまとめを進めており、今後、全国の調査結果をとりまとめ、本年９月頃に結果の公表を予定しています。

緑の安全推進協会は農薬の適正使用の推進に大変大きな役割を果たされております。

環境省におきましては、農薬の環境影響に対する国民の関心が高まる中、農薬を安全に使用していただくための諸課題に取り組んでまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。最後に、緑の安全推進協会のますますのご発展とご参集の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、総会におけるご挨拶とさせていただきます。

○議案の審議等

総会では平成２８年度事業が審議され、原案通り承認され他、理事及び監事の報酬等の総額の上限及び支給基準の見直しや,理事､監事の選任が行われ、平成２９年度の予算計画と

収支予算の件が報告された。また、総会終了後に開催された、臨時理事会で会長に斎藤登、副会長に西本麗（新任）、小林由幸、専務理事に内田又左右衛門が選任された。（敬称略）

○　３号、４号議案の理事・監事の選任については、以下の新理事（12名）・監事（２名）が決まりました。

【新理事・監事名簿】

会長	斎藤　登	(公社)緑の安全推進協会
副会長	西本　麗	農薬工業会会長
副会長	小林由幸	㈱ロイヤル・グリーン・メンテナンス代表取締役社長
専務理事	内田又左右衛門	(公社)緑の安全推進協会
理　事	新井清司	三井化学アグロ㈱　取締役専務執行役員
〃	宇野彰一	全国農薬協同組合　理事長
〃	小田敏晴	全国農業協同組合連合会　肥料農薬部次長
〃	壇辻寛和	住友化学園芸㈱　代表取締役社長
〃	中島正成	クミアイ化学工業㈱　取締役　国内営業本部長
〃	姫島正樹	ダウ・ケミカル日本㈱　日本・韓国登録部長
〃	廣瀬　薫	㈱ニチノー緑化　代表取締役社長
〃	細川寛冶	㈱理研グリーン　代表取締役社長
監　事	小西敏之	小西安農業資材㈱　代表取締役社長
〃	阪本　剛	農薬工業会　専務理事

新たな理事・監事の皆さん宜しくお願いします。

○閉会の挨拶をする斎藤登会長

２．農薬シンポジウムの開催（広島県、北海道、宮崎県、愛媛県）

（１）「食の安心・安全　農薬シンポジウム in 広島」

・日時：平成２９年７月６日(木)　14:00～16:30

・場所：広島県民文化センター　多目的ホール

・内容：第一部　基調講演　「農薬とは何？」

講師：千葉大学名誉教授　本山 直樹　氏

第二部　パネルディスカッション「農薬と食の安心・安全について考えよう」

【コーディネーター】

広島県農林水産局　食品安全安心担当監　　神畠 義和　氏

【パネリスト】

千葉大学名誉教授　本山 直樹　氏

広印広島青果(株) 代表取締役　豊後 厚成　氏

(公社)広島消費者協会 会長　徳田 洋子　氏

(株)ルンビニ農園 代表取締役　今田 典彦　氏

安芸津町 柑橘生産者　甲斐 直樹　氏

【総合司会】

フリーアナウンサー　笹原 綾乃　氏　(元広島エフエム放送アナウンサー)

・全農薬出席者：橋爪安全協会長、事務局（宮坂技術顧問）

○「食の安全・安心農薬シンポジウム in ひろしま」

開催日時：７月６日(木)

開催場所：広島県民文化センター

参加人員：２９０名

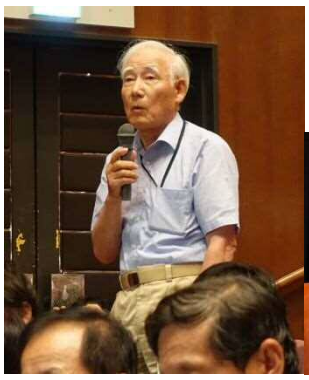

○消費者の男性から、農薬は安全と言われるが除草剤を散布した翌日雨が降った。気になり近所の河川の水をくんで水槽に入れ、その中にミジンコを入れたら全滅した。原因は農薬にあるのではないですか。との質問も飛びだした。これに対し、本山先生から私の調査では、一時的に密度は低くなるが、自然界では、すぐ回復するので問題は無いと回答。

（2）「農薬どさんこ塾 2017」

・日時：平成２９年７月１４日(金)　13:30～16:00

・場所：旭川市民文化会館　小ホール

・内容：第一部　基調講演　「農薬とは何？」

講師：千葉大学名誉教授　　本山 直樹　氏

第二部　パネルディスカッション「農薬と食の安心・安全について考えよう」

【コーディネーター】

(一社)北海道植物防疫協会会長　　中尾 弘志　氏

【パネリスト】

千葉大学名誉教授　　本山 直樹　氏

㈲助安農場　代表取締役　　助安 誠二　氏

㈱大金　代表取締役　　金田 道従　氏

生活協同組合コープさっぽろ

組合員活動委員会旭川地区　委員長　　川辺ひろみ　氏

【総合司会】

フリーアナウンサー　橋本　登代子　氏（ボイス オブ サッポロ代表取締役）

・全農薬出席者：木幡理事、事務局（宮坂技術顧問）

○楽しく、正しく、農薬を知ろう「農薬どさんこ塾２０１７」

開催日時：７月１４日(金)

開催場所：旭川市民文化会館

参加人員：３００名

質問する高校生、質問者は千葉大学園芸学部に推薦入学できるかな？本山先生に頼んでおこう。

（３）「知っちょんね？農薬のこと、私たちの食のこと　農薬シンポジウム in 宮崎」

・日時：平成２９年７月２１日(金)　13:00～16:00

・場所：宮崎市民文化ホール　イベントホール

・内容：第一部　基調講演　「農薬とは何？」

講師：千葉大学名誉教授　本山 直樹　氏

第二部　講演　「宮崎県の野菜作りと食の安全への取り組み」

講師：宮崎県農政水産部農業経営支援係　主査　後藤　弘　氏

第二部　パネルディスカッション「農薬と食の安心・安全について考えよう」

【コーディネーター】

宮崎県総合農業試験場生物環境部　特別研究員兼副部長　　黒木 修一　氏

【パネリスト】

千葉大学名誉教授	本山 直樹　氏
宮崎県農政水産部　主査	後藤　弘　氏
ベジタブル＆フルーツマイスター	杉田 麻美子　氏
農薬工業会	田中 信隆　氏
野菜生産者	
宮崎農業の担い手(県立農業大学校生)	

・全農薬出席者：橋爪安全協会長、事務局（宮坂技術顧問）

○知っちょんね？農薬のこと、私たちの食のこと

「農薬シンポジウム in 宮崎」

開催日時：７月２１日(金)

開催場所：宮崎市民文化ホール

参加人員：１７５名

コーディネーター黒木副部長　とパネリストの皆さん

会場からの質問、農薬について、消費者に対する情報は今回のシンポジウムを含め沢山あるが、我々生産者に対する農薬情報は少なく苦慮している。何とかならないか？と来場していた生産者からの質問。

これに対し、パネリストの農薬工業会九州支部長の田中さんから回答。

工業会本部に持ち帰って検討したい。

○安全協九州支部と農薬工業会九州支部との交流会（会場を改め）

農薬工業会九州支部との交流会で司会をする野崎安全協九州支部常任幹事から、今回は、農林水産省が最近進めている「作物郡での農薬登録」について、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室の入江課長補佐から講演していただくことにした。と説明。

特に農薬の使用現場では植物分類学上の名前が登録農薬のラベルに表示されるのは、今までの作物名表示と異なり、導入当初はかなり混乱するのでは無いかと懸念される。

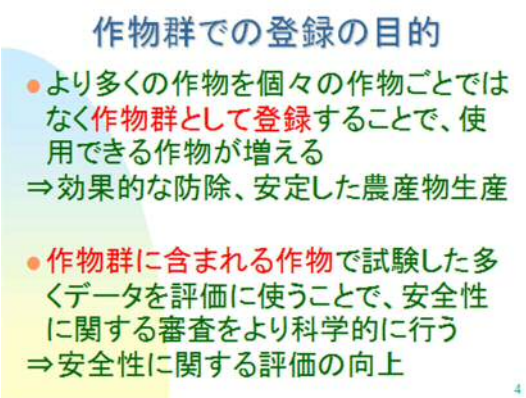

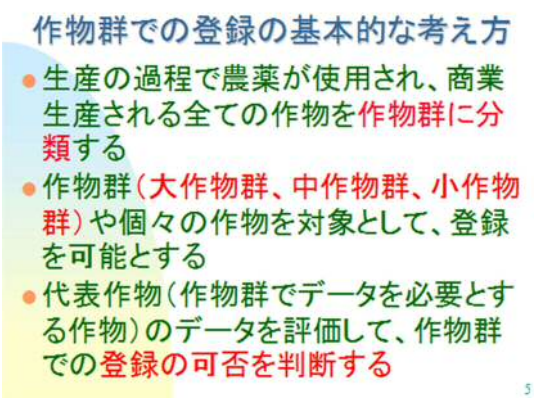

安全協九州支部の組合員の中には、これまで作物のグループで登録されるとマイナー作物の登録が救済されるのでは無いかと思っていたが、作物残留の問題は良くても、薬効や薬害の問題等もこれから出てくるのでは無いかと心配される。との声も会場から上がった。

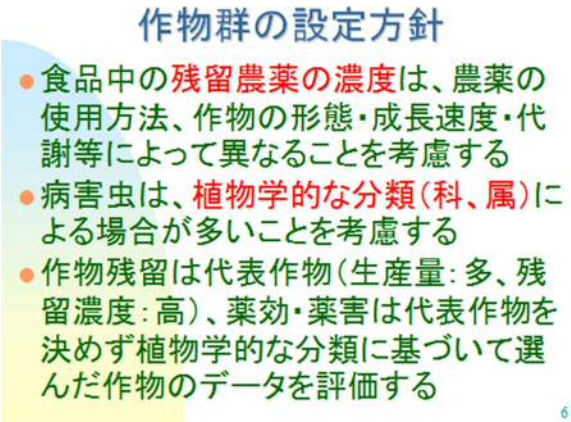

具体的な事例が出たら、もう一度勉強する必要があるとの声も上がった。

３．第１１０回植物防疫団体総務連絡会

日時：平成２９年７月１５日(金)　16:00～17:00

場所：一般社団法人　日本植物防疫協会　地下会議室

議事：(1)各団体の行事予定（平成２９年７月～平成３０年６月）について

(2)情報交換

(3)その他

出席者：伊藤参事、宮坂技術顧問

４．　第 44 回安全協常任幹事会

日時：平成２９年７月２７日(木)　11:00～16:30

場所：全国農薬協同組合　９階会議室

出席者：安全協常任幹事：小田島、池田、羽隅、山田、小寺、田中、田邉、野崎

教育安全担当理事：橋爪会長、田中(公)副会長、木幡理事、菊地理事、中村理事、田中(秀)監事

全農薬執行部：宇野理事長、山本副理事長

事務局：伊藤参事、宮坂技術顧問、山本副参事

○橋爪安全協会長挨拶概要

本日は大変お暑い中、また、ご多忙中のところ、会議にご参加頂き有り難う御座います。

７月開催の農薬シンポジウムは今までにない参加者で内容も素晴らしいものだった。

参加していただいた消費者の方にも有意義だったと思う。来年も全国３ヶ所で開催したい。と挨拶。

○宇野理事長挨拶（概要）

７月の集中豪雨、島根県、福岡県、大分県、秋田県、新潟県と住宅や農地に浸水被害が発生している。１日も早い復旧を願う。常任委員新任の方もいるので安全協の発足の経緯を説明する。昭和４８年頃より「複合汚染」や「沈黙の春」等で農薬の安全使用の必要性が言われる様になった。昭和４９年に日本植物防疫協会（日植防）に御願いし、植物防疫研修がスタートした。現在、農薬安全コンサルタント（コンサルタント）は 1,309 名で一般消費者に対する安全の啓蒙に取り組んで４０年以上に渡る活動になる。

地域において県、試験場、指導機関等と協調、連携し、安全協の各県活動を強化して、公的機関から認められる組織になって欲しい。農業競争力強化支援法案が８月１日に施行される。良質で低廉な資材の安定供給が求められている。全農薬で何が出来るのか検討したい。全農薬は農業機械の低廉なものに取り組む農業機械分野等と異なり、ジェネリック農薬に取り組むにしても、現在の商系流通では流通コスト低減には限界がある。このため、全農薬としては農業現場で病害虫防除を的確に指導できる人材を育成し、良質な農産物の生産に貢献出来るよう努力して頂きたい。これに当たる指導的立場にある農薬安全コンサ

ルタントリーダー（コンサルタントリーダー）は現在７９名になり、農林水産省の事業である「輸出サポート事業」に指導役として積極的に関わってもらいたい。輸出促進がこれからの日本農業の産地育成に貢献すると思う。

Ｏ. 議事

（１）安全協常任幹事会での合意事項及び今後の検討課題

①平成２９年度安全協事業実施状況、並びに事業費収支見込については了承された。

②平成３０年度運動方針・事業方針(案)を会議資料の通り、一部追加する。（輸出サポート事業）

③平成３０年度安全協事業費（教育情報事業費）収支予算（案）は承認された。

④農薬ガイドブック２０１８年版は作成業者での入札を実施し、結果的には従来の業者に決定。

例年１２月に発刊し発送しているが、年内に配布している県はあるのか？無いのであれば校正に時間が欲しい。以前は６月末までの登録で締めていたが、７月の登録件数が多かったので７月末までのデータに変更した。１２月上旬までに完成すれば、メーカーの要覧配布と同時期になるが、そうでなければ１２月中でなくても良い。

⑤次回、平成３０年度農薬シンポジウムは、東北地区（秋田県）、関東地区（埼玉県）、北陸地区（富山県）で開催する予定。

⑥一声運動媒体品は各県にアンケートを実施し、必要な物、数量を確認する。

⑦全国集会時の講演、講師について出席者に希望を確認したところ次のような意見があった。

- 農業分野だけでなくドローンの事業展開について
- 異常気象と農業への影響
- 農業機械の ICT 関連
- 農産物輸出関連
- 日経編集委員　吉田忠則氏（農業関連の書籍も執筆）

（２）農薬シンポジウムについて報告

①広島：集客として農業高校、大学等に声掛けし先方も興味を示してくれていたが結果は不参加だった。一般消費者を募り２００名の参加を得た。チラシやHP上でQRコードでの募集も実施した。約半数がQRコードでの応募だった。全体で２９０名の参加者。

②北海道：農薬どさんこ塾として４回目、初の旭川開催。２０１６年１２月より打合せを開始し、集客として農業高校等に授業の一環として参加要請し、学生の参加しやすい時期を開催時期とした。今年初めて、北海道からも後援を得た。旭川農業高校１２０名、龍谷高校１３０名、工業会３５名が参加し、関係者を含め合計３３０名の参加者だった。

③宮崎：集客に苦労した。一般１７５名で関係者を入れると２０７名の参加者。農大生も３０名の参加。コーディネーターの宮崎県農業試験場の黒木先生が全体を上手くコントロールしてくれた。非常に有意義な農薬シンポジウムとなった。

④愛媛：残念ながら今年も頓挫。

２年連続して頓挫する残念な結果となった。普段はお互いに競争相手であっても、安全協活動については、特定の人に任せるだけではなく、愛媛県内の組合員が団結して事に当たるべきだとの声があった。

（３）農家アンケートまとめ（中間報告）

・マスク

①常時着用する（率）

H24	H25	H26	H27	H28	H29
48%	51%	50%	52%	50%	50%

②常時着用する＋着用することがある（率）

H24	H25	H26	H27	H28	H29
88%	87%	88%	87%	87%	87%

・防護メガネ

①常時着用する（率）

H24	H25	H26	H27	H28	H29
18%	19%	20%	21%	21%	22%

②常時着用する＋着用することがある（率）

H24	H25	H26	H27	H28	H29
52%	53%	54%	53%	57%	56%

・防水手袋

①常時着用する（率）

H24	H25	H26	H27	H28	H29
46%	47%	48%	48%	48%	47%

②常時着用する＋着用することがある（率）

H24	H25	H26	H27	H28	H29
80%	79%	79%	81%	82%	80%

・防除衣

①常時着用する（率）

H24	H25	H26	H27	H28	H29
28%	31%	29%	29%	29%	29%

②常時着用する＋着用することがある（率）

H24	H25	H26	H27	H28	H29
63%	62%	64%	61%	64%	64%

・ポジティブリスト制度をご存知ですか（内容を知っている）（率）

H24	H25	H26	H27	H28	H29
47%	49%	49%	48%	46%	49%

・ポジティブリスト制度施行後どんなところに注意していますか。(H23～28 は同一傾向)

①他圃場、作物への飛散に注意する　④飛散低減ﾉｽﾞﾙの使用
②散布器具の洗浄　⑤飛散の少ない剤型の使用
③作物登録の多い農薬の使用　⑥残留基準の多い農薬の使用

・農薬使用前に適用・使用上の注意等をラベルで確認しますか（読まない率）

H24	H25	H26	H27	H28	H29
6%	8%	7%	7%	7%	6%

・農薬を用い鳥や獣に危害を加えると鳥獣保護法等違反に問われる事をご存知ですか（知らない率）

H24	H25	H26	H27	H28	H29
44%	41%	41%	42%	41%	38%

・農薬を鍵のかかるところに保管していますか（保管している）

H24	H25	H26	H27	H28	H29
64%	62%	62%	65%	67%	68%

（4）支部活動にあたっての問題点、要望（詳細は資料参照）の特記事項

①ドローンについて

各地域でドローンが普及し始めているが RCH と異なりいつどこで散布されるかが全く把握されていない。突然、隣の田畑で散布されたり、また事故が起きても報告は全くなし。農業関連でない業者が販売したものは野放し状態。協議会に加盟するように働きかけを行っている（東北）

東北ほど進んでいないが、ドローンの拡大を懸念している。

②指導農薬講習会関連

県によっては毎年参加者が減少している。講習内容も毎年ほぼ同じな為、少し変化が欲しい。

キャンペーンを継続して実施している県は限定的。実施県ではマスクはキャンペーンの主旨に合致しており評価されている。毒劇譲受書が不足している県もある。

（5）生産資材価格の見える化について

・アグミルについて、ソフトバンクテクノロジー㈱の会社紹介ビデオとアグミルサイトの概要説明をソフトバンクテクノロジー㈱の担当者から説明を受けた。また、農林水産省生産局技術普及課生産資材対策室の今野室長からの説明と質疑応答。

① 「アグミル」についての主立った質問と回答

Q:現在の登録と農家、販売業者の比率は
A:約 1400 件の登録で農家 90%業者 10%。購入、販売の両方に登録している業者もある
　将来的には、消費用か販売用かのフラグを検討している。
Q:現在の取引の状況は
A:交渉中案件は 100 件位あるが、取引が成立したのは数件
Q:決済機能が無いがどのように決済するのか
A:取引の交渉過程で個々に決めることが可能。前払いの銀行振込み、代引き等交渉次第。
　アグミルサイト内で交渉のやり取りが出来る。
Q:口コミは検討しているか
A:業者側の対応についての口コミを検討中

② 農業資材価格の定点調査について

　担い手農業者へのアンケート調査中（現在検討中）
　９月頃に担い手農業者が利用している農薬販売店に農水省より連絡ある。目的は主要農薬品目の価格調査。その際、全農薬の組合員で小売をやっている関係者は協力して欲しい。結果は、まとめて平均価格、最安値、最高値等を公表。

○質問に応える農林水産省生産局技術普及課生産資材対策室の今野室長と本宮係長。

質疑

Q:国が公金を使い、一般消費剤の標準価格を決めるような行為は如何なものか

A:標準価格を決めようとしているわけではない。今まで漫然と生産資材を購入していた農家の刺激になればと考えている。

（7）輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備事業について

農林水産省消費・安全局植物防疫課の森本課長補佐からの講演

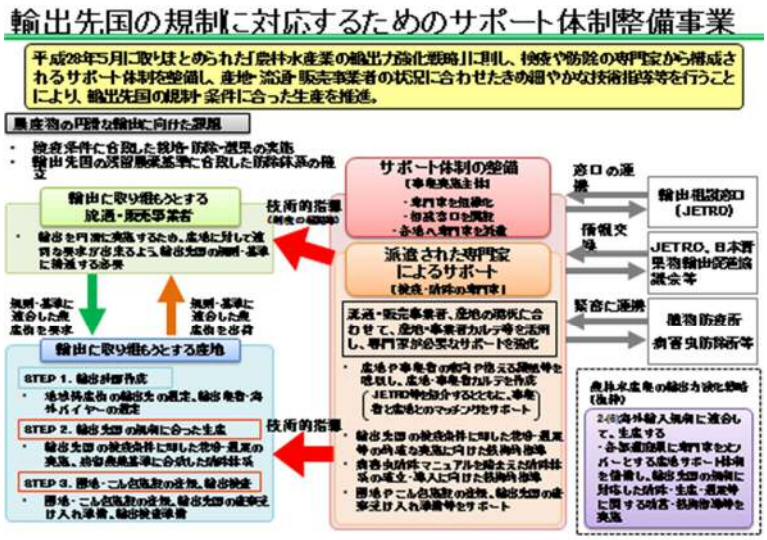

専門家：2017 年 7 月現在、検疫関係 40 名、病害虫 80 名登録されている。200 名を目標にしているが、200 名で足りるかどうかは、輸出に取り組む農家数次第。

7 月末までに 50 件相談があり、7 件に専門家を派遣した。その際のサポート隊の人数は相談先の要望により異なる。現地の要望は事前に情報提供され、必要により講習等を実施する。報酬は 4000 円/1 h、Max 16,000 円/1 日　＋交通費、農薬がらみで現地指導したのは 7 月 21 日現在 1 件、長野県の須坂で指導した。

５．農薬用保護マスク研究会

日　時：平成２９年８月７日(月)　14:00～16:00

場　所：台東区台東１丁目区民館２階会議室

議　題：(1)平成２８年度事業報告

(2)平成２９年度事業計画

(3)委員会からの報告

①手引きの改訂

②講習内容の改善

(4)情報提供

「農薬散布時の防護装備の調査結果の概要について」

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室生産安全専門官　中庭政之氏

「保護具のリスクマネージメント（サイエンスとポリシー）」

緑の安全推進協会専務理事(農薬用保護マスク研究会顧問)　内田又左右衛門氏

(5)その他

出席者：事務局（宮坂技術顧問）

○農薬用保護マスク研究会開会挨拶概要（大村専務）

本日は、お暑い中、また、ご多忙のところ、貴重な時間を割き「農薬用保護マスク研究会」にお集まりいただき誠にありがとうございます。予算の関係も有り、年１回の開催で恐縮ですが内容のある会議にしたいと考えております。　また、農林水産省農薬対策室の中庭専門官にもご多忙の中ご出席いただいております。後ほどご挨拶と先日公表されました農薬散布時の防護装備に関する委託事業結果についてご説明いただきますのでよろしくお願いします。

このマスク研究会は、１９８５年６月に農薬散布者の安全を確保することを第一の目的として設立され本年で３２年を迎えました。従来から「農薬散布に使用するマスクの手引き」やチラシなどを作成・配布していますが、現在は、都道府県主催の農薬安全使用講習会を中心に JA の会合や、農業大学校などに専門家を派遣し、マスク適正着用講習などの活動を実施しております。お陰様でマスク専門家の派遣事業は本年度で４年目を迎えます。年を追うごとに派遣回数や受講者数が増えております。受講者や主催者側からは、マスクの大切さを実感したとか、来年も頼みますなどの声もあります。非常に喜ばしいことですが、新しいニーズに応えるためにも講演内容を見直す必要があるように感じております。

講習回数や受講者数の増加に伴い、講師旅費、配布資料などの予算が増大するという課題も出てきております。 何れにしても、マスク研究会としては、これからも継続して農水省などが実施する農薬危害防止運動に協力出来るよう様々な場面で改善を加えながらより良い講習会を今後も継続していきたいと考えています。

長くなりましたが、本日はどうぞよろしくお願いします。

○大村克己日くん協専務の説明を聴く皆さん

挨拶を兼ね、平成２７年度「マスクの漏れ率調査業務委託事業」結果について農林水産省農薬対策室の中庭生産安全専門官が説明した。

この委託事業は、農薬散布者が農薬からの被害を防止するためのマスクの適正着用を推進する講習会の効果の検証を目的としていて、日頃農薬を使用する者を対象に５回に渡り講習を実施し、講習の前後に受講者のマスクからの漏れ率を測定することにより講習の効果を検証したものであると説明。

測定結果からは、全受講者の平均で講習前と講習後のマスクの漏れ率に有意差があり、講習会におけるマスク装着の指導により漏れ率を改善する結果となったと報告された。

続いて内田又左右衛門　緑の安全推進協会専務理事からの「保護具とリスクマネージメント」について、海外の事例を紹介しながらの講演があった。講演内容がかなり難解で、農薬散布時の防護着着用実態と我が国におけるあまりにも次元の低い農薬保護具のポリシーとの乖離を重く感じた講演であった。

農業資材審議会農薬分科会（第１７回）

日　時：平成２９年７月１３日(木)　14:00～15:30

場　所：三田共用会議所 大会議室

議事次第：１　開会

挨拶

２　議事

(1)農薬取締行政の改革について

(2)主な改正事項の詳細について

(3)その他

３　閉会

主要な検討内容：

<u>農薬取締行政の改革について</u>

１．背景と目的

効果が高く安全な農薬を迅速に供給できるようにすることは、国民に対する安全な農産物の安定供給のために不可欠であるとともに、農業者の生産コストの引下げや農産物の輸出促進、高い開発力を有する農薬メーカーの海外展開にも資するものである。

各国において農薬を使用された農産物が国際的に貿易されることから、先進諸国間では、農薬に係る制度の調和が進められており、農産物の輸出を促進するためには、我が国の制度を国際調和させることが不可欠である。また、先般成立した農業競争力強化支援法においても、農薬に係る規制について、より安全な農薬の安定供給や農薬登録制度の国際調和を図るべく、最新の科学的知見を活かし、合理的なものに見直していくこととされている。

こうした背景を踏まえ、農薬の登録制度について、効果が高く安全な農薬の開発・供給を促進できるよう改善していくことが必要である。

科学的に安全であることを証明できた農薬だけ市場流通させる仕組みは、先進各国で共通であるが、我が国では、欧米では既に導入されている以下のような仕組みの導入が進んでいない。

① 農薬が人や環境に影響を及ぼす可能性（リスク）を事前に把握し、その問題の発生を未然に防ぐという「リスクアナリシス」の考え方で農薬の登録時の評価を行う。

② 農薬の登録後の科学の発展に伴い明らかになる新たな知見に対応して、農薬の安全性を定期的にその時点の最新の科学に照らして「再評価」する。

こうした点を改善し、我が国の農薬に係る規制の国際調和を図ることにより、効果が高く安全な農薬の供給が促進され、国民全体、農業者及び農薬メーカーの三者の安全や利益に繋げていく。

２．改革のポイント

（１）「登録時」における農薬の品質及び安全を保証するための制度の充実

①原体規格の導入

全ての農薬について、農薬の有効成分に関する規格（原体規格）を設定し、市販される農薬の品質及び安全性が、登録審査時の毒性試験に用いられた農薬と同等であることを担保する。

②録審査に係る評価方法や登録基準の改善

農薬が、食品を摂取する国民や農薬の使用者、環境中の動植物にとって安全かどうかをリスクに基づいて評価し、安全が確認できないものは登録しないという考え方に基づき、評価方法及び登録基準を改善する。

・農薬使用者に対する安全性評価を充実（毒性のみを考慮した評価から、毒性と暴露を考慮したリスク評価に転換）
・生態影響を評価する対象を、水産動植物から、より広い範囲の動植物に拡大
・薬効、薬害に関する審査及びデータ要求を合理化 等

（２）「登録後」の科学の発展に対応するための再評価制度の導入

農薬の登録後も、最新の科学に照らして有効成分ごとに安全性を定期的に再評価する。国際的な再評価の実績等を考慮し、再評価は１５年間隔で行う。

既に登録されている農薬については、毒性や使用量に基づいて優先度を付して、平成３３年度以降、順次再評価する。

（３）評価に関する情報の透明性の向上

農薬の評価結果に関する情報を公開する。また、農薬の登録審査において、農林水産省が自ら実施した評価の結果（農薬使用者等に対する安全性評価）について、農業資材審議会に意見聴取し、公開の場で審議する。

３．スケジュール

改革事項の内容に応じ、農薬取締法を含めた関連法令及び通知の改正を行った上で、施行までに一定の準備期間を経て、平成３３年度を目途に再評価制度等を導入する予定。

◎主な改正事項の詳細について

○再評価制度について

１． 経緯と現行制度の問題点

安全な食品の安定供給のため、農薬の登録とその安全性評価は必須である。新規登録時には数多くの試験結果をその時点での最新の科学に基づいて評価し、ヒトや環境生物に安全と認められたもののみが登録され、上市される。

いったん審査を受けて登録された農薬であっても、科学の進歩によって必要とされるデータの種類およびそのレベルとデータの評価法は変化する。また、抵抗性や、時代に応じた農業施策・防除方法に対応した使用方法に変更していく必要もある。

そのため、欧米では有効成分ごとに定期的に再評価を実施し、防除効果があり、最新の科学的基準から見て安全性の高いもののみが市場に流通する仕組みとなっている。また、定期的再評価は Codex でも１９９２年から導入されている。

我が国にはこのような定期的な再評価制度がなく、欧米での再評価の結果、安全性に懸念ありとして登録抹消された古い剤も再評価を受けないまま維持されている。従って、科学の進歩に伴って、欧米で必要とされている新しいデータを申請者が作成する動機もない。

一方で、再評価制度がないため、新しい基準やガイドラインの導入のたびに評価が必要となり、評価側、申請者側ともに負担が大きい。

２． 欧米での農薬の再評価制度の概要

すべての有効成分とそれを含む農薬を登録後１０年から１５年おきに再評価。科学の進歩に対応した最新の基準に照らしてヒトの健康や環境に対して安全であることを確認。

欧米ともに、再評価制度は下記のように２つの段階を設けて実施。

① 定期的な再評価を導入する前にすべての既登録剤について新規剤と同様の再登録審査を実施（EU 指令 Dir. 91/414/EEC、および、FIFRA 1988 年改正）。

優先度の高いものから実施。

毒性上の懸念の高いもの、及び、使用の多いものを上位に位置づけ。必要に応じて、環境影響も考慮。

再登録した剤はその時点の最新の基準に基づき安全性を担保。

安全性に懸念がある剤は登録抹消、あるいは、リスク低減のための使用制限をした上で再登録。 ただし、将来的に常に安全と判断できることを保証するものではない。

欧州は１９９３年～２００９年、米国は１９８８年～２００８年にかけて再登録を完了。

② 定期的な再評価： 上記①により再登録した各剤、および、その間に新規登録した剤について、それぞれの再登録あるいは登録を起点にして１０年から１５年おきに再評価を実施。欧米ともに①を終了し、現在は②の定期的な再評価を実施中。

① 欧州：法（EC 1107/2009）で手続きを定めて開始。各剤について登録期限の３年前にデータを添えて申請するようスケジュールを提示し、申請されたデータを順次評価。

２０１９～２０２１年に登録期限となる剤について再評価スケジュールを公表したところ。

② 米国：法（FIFRA、1996 年改正）に基づき、２００７年１０月１日時点で登録のあるすべての剤について再評価を実施中。１５年以内（２０２２年１０月１日まで）に完了予定。２０１７年までに評価を開始する剤のリストを公表。

３． 導入する制度

登録のあるすべての農薬について、最新の科学的水準のもとで安全性や品質が担保できるよう定期的に再評価する。また、製造方法の変更にも対応できるようにする。

制度導入時点で既登録の農薬については、有効成分ごとにまとめて優先度を決定。優先度にしたがって２０２１年から再評価を開始する。

現行の農薬製剤ごとに行っている３年に１回の再登録の手続きを廃止する。

再評価によって新規剤の評価が遅れないように留意する。

再評価とは別に、安全性や抵抗性に問題があることが判明した場合には、リスクの程度に応じて農林水産省の判断で登録の変更あるいは取消ができるようにする。

概要

① 有効成分ごとに定期的に再評価する制度を導入する（２０２１年４月）。それ以降、登録されているすべての農薬について、定期的に最新の科学に基づいた安全性評価やラベルの有効性の検証を行うようにする。

② 再評価までの期間は、最初にその有効成分を含む農薬が登録された時点、または最後に再評価された時点を起点にして１５年おきとする。

③ ２０２１年３月末時点で既登録の農薬は、有効成分ごとにまとめて優先度（別添参照）を決定。優先度にしたがって１回目の再評価を２０２１年に開始し（１５年を超えるものもあるが、可能な限り早く）、登録の継続、変更、取消を決定する。

④ 再評価にあたっては、その申請時点でのガイドラインに対応したデータの提出を求め、新しい科学的知見、技術的知見、モニタリング結果等に照らして評価する。各試験ガイドラインは OECD ガイドラインの改定にあわせ随時更新する。

⑤ 評価結果に基づき、原体規格の設定及び毒性指標（ADI、ARfD 等）、使用基準、残留基準等を確認または再設定する。

４． スケジュール

方針決定、既登録農薬の再評価について優先度設定の原則の策定：２０１７年

既登録農薬の優先度及び再評価スケジュールの決定：２０１８年

評価体制の整備、各種リスク評価法の改善に関する検討、メーカーによる再評価に向けた追加データ作成：２０１７年～２０２１年

再評価開始：２０２１年

これらのスケジュールに合うよう、必要な法制度を見直していく。

◎その他の改正事項について

１． 農薬使用者の安全に関する評価の改善

⑴ 我が国の現状

農薬使用者の安全は、その農薬の毒性に応じて防護装備を着用するよう注意事項を付すことで確保することが原則。

暴露量が多くても使用方法の変更を指示することはなく、また、暴露量の少ない農薬について過剰な防護装備を義務づける場合もある。

登録されている多くの農薬では、急性毒性の強さに基づいてのみ注意事項が付されており、現在のリスク評価は農薬使用者の安全を評価する上で実質的に機能していない。

⑵ 改善の方向性

農薬使用者の安全に関する評価を、毒性の強さのみ評価するハザードベースから、「毒性の強さ」及び「使用方法に従って使用したときに皮膚や吸入を通して摂取する暴露量」を考慮したリスクベースの安全性評価に変更する。

登録を受ける使用方法ごとに評価する。暴露量が毒性指標を超えなければ登録。

毒性指標を超えた場合でも、使用方法の変更（使用量を減らす、より暴露の少ない剤型への変更等）や、使用時の防護装備着用の義務づけ等により、農薬使用者への暴露量を軽減して農薬使用者の安全を確保できれば登録可能。

より暴露量の少ない農薬、使用方法に変えていくことにより、農薬使用者への暴露の未然防止を推進。周辺住民等の暴露の低減にも繋がる。

具体的には、以下を実施。

毒性と暴露量を考慮したリスクベースでの新たな評価法の枠組みを策定。

農薬使用者の安全性を評価するため、暴露経路（経皮及び吸入）を考慮に入れた毒性指標を導入。

農薬使用者の暴露量を、農薬の使用方法の違いによる暴露の実態を反映して算出する方法を検討。

(参考) 欧米等先進国においては、１９９０年代からリスクベースでの安全性評価を実施し、よりリスクの少ない農薬や使用方法での登録を推進。

２． 蜜蜂への影響に関する評価の改善

⑴ 背景

蜜蜂の減少の主な原因として、欧米では、「栄養不足」、「ダニ等の寄生虫」、「病気」、「農薬」等が挙げられており、いくつかの要因が複合的に影響していると考えられている。

我が国においても、農薬の関与が疑われる蜜蜂の被害が毎年発生しており、現行の対策の実施に加え、更なる取組が必要。

⑵ 我が国の現状

農薬登録に係る蜜蜂への要求試験は、成虫での急性毒性試験（経口あるいは接触）のみ。

登録されている農薬では、成虫への急性毒性の強さに基づいてのみ注意事項を付しており、農薬の暴露量を考慮したリスク評価とはなっていない。

⑶ 改善の方向性

農薬登録に係る蜜蜂への影響評価を、蜜蜂への毒性のみ評価するハザードベースから、「蜜蜂への毒性の強さ」及び「蜜蜂への農薬の暴露量」を考慮したリスクベースの安全性評価に変更する。

暴露量の算出に当たっては、我が国の農薬の使用方法を考慮する。

個々の蜜蜂への影響だけでなく、蜂群単位への影響を評価できるか検討する。

具体的には、以下を実施。

蜜蜂への農薬の暴露経路を考慮し、幼虫への影響や成虫への慢性毒性影響、蜂群への影響を評価するための、段階制の評価法とデータ要求を導入。

暴露量を算出するため、作物や農薬の使用方法を考慮した暴露シナリオを策定。

リスクの程度に応じたリスク管理措置（使用方法の変更、注意事項の義務づけ等）を検討。

(参考) 欧米等先進国における状況

リスクベースでの蜜蜂への安全性評価に加え、「個々の蜜蜂への影響評価」だけでなく「蜂群単位での影響評価」を実施。

より蜜蜂へのリスクの少ない農薬や使用方法での登録を推進。

OECD において、データ要求やその試験ガイドライン、リスク評価法の国際調和を検討中。

３．農薬の生態影響に関する評価の改善（環境省）

⑴ 我が国の現状

農薬の生態影響に関するリスク評価の対象生物が水産動植物に限られているため、生態系保全の観点からは不十分。

第４次環境基本計画（平成２４年４月２７日閣議決定）では、「農薬については、水産動植物以外の生物や個体群、生態系全体を対象とした新たなリスク評価が可能となるよう、科学的知見の集積を図りつつ、検討を進める」とされており、水産動植物以外の生物に対する影響調査を実施中。

⑵ 改善の方向性

農薬の生態影響評価を改善するため、評価対象を水産動植物から拡大し、農薬登録保留基準を設定。

具体的には、以下を実施。

水産動植物以外の水生生物及び陸生生物に対する生態影響の評価を行うため、科学的知見と国際的な標準との調和を踏まえ、試験生物を選定するとともに、毒性試験方法を策定。

農薬が環境中で試験生物等に与える影響について調査・検討し、暴露量を算出するとともに、当該影響についてのリスク評価手法を策定。

試験生物による評価結果から農薬の使用が生態に著しい影響を生じさせるおそれがある場合に登録を保留するための基準値を設定。

（参考）欧米等先進国における状況

農薬の生態影響に関するリスク評価において、水産動植物以外の水生生物や陸生生物も対象として実施。

より生態系へのリスクの少ない農薬や使用方法での登録を推進。

欧米において再評価制度を導入した際の影響を考えると、農業競争力強化支援法で謳っている「良質かつ低廉な農業資材の供給」は果たしてどうなるだろうか不安がよぎる。

平成 29 年度植物防疫地区協議会のお知らせ

平成２９年度植物防疫ブロック会議日程

地方農政局等主催の植物防疫地区協議会の日程が決まりました。今年は、農薬取締法改正等、もり沢山の議題があると思われます。１１月９日から１２月５日にかけて開催されます。

「北海道・東北地区」

開 催 日： 平成２９年１１月２１日(火)～２２日(水)

開催場所： 仙台合同庁舎Ａ棟８階講堂

「関東地区」

開 催 日： 平成２９年１１月２９日(水)～３０日(木)

開催場所： さいたま新都心合同庁舎２号館共用大会議室５０１

「北陸地区」

開 催 日： 平成２９年１１月２８日(火)～２９日(水)

開催場所： 金沢広坂合同庁舎大会議室

「東海・近畿地区」

開 催 日： 平成２９年１１月２７日(木)～２８日(金)

開催場所： ホテルルビノ京都堀川（京都市上京区東堀川通下長者町）

「中国・四国地区」

開 催 日： 平成２９年１２月　５日(火)～　６日(水)

開催場所： 高知県県民文化ホール

「九州・沖縄地区」

開 催 日： 平成２９年１１月　９日(木)～１０日(金)

開催場所： 那覇第２地方合同庁舎　沖縄県立美術館講座室（農薬行政分科会）

第３２回報農会シンポジウム
『植物保護ハイビジョン−２０１７』のご案内
ー　加速するグローバル化に対応する IPM の進展　ー

趣 旨：グローバル化の加速が国外農産物の貿易圧力や病害虫の侵入・定着リスクの上昇を招いている。一方で、不安定さを増す国際情勢や拡大する気候変動からは食料自給率の向上・確保の必要性が高まっている。国際競争力を高めながら持続可能な農業を堅持するには、生産コストの削減と生産物の高品質・高付加価値化が不可欠であろう。植物保護分野ではこの難問解決にあたって、IPM を「絵に描いた餅」から「生産現場の切り札」に展開すべく努力が続けられている。

主 催：公益財団法人 報 農 会

協 賛：日本応用動物昆虫学会、日本植物病理学会、日本農薬学会、日本雑草学会

日 時：平成 29 年 9 月 13 日（水）10:00〜17:00

場 所：「北とぴあ」つつじホール（東京都北区王子 1-11-1）
TEL 03-5390-1100（会場への連絡は出来ません）
JR 京浜東北線・地下鉄南北線：王子駅下車、北口改札より徒歩 3 分

開 会：10:00〜10:15 挨 拶 理事長 田付 貞洋

講 演：10:15〜11:05 農薬登録の国際調和 農林水産省 農薬対策室 古畑 徹
11:05〜11:55 海外での病害虫発生と生物農薬の使用・IPM の現場について
三井物産（株）アグリサイエンス事業部 平田 秀嗣
11:55〜13:00 昼食・休憩
13:00〜13:50 侵入害虫クビアカツヤカミキリの被害状況と防除対策
森林研究・整備機構 森林総合研究所 加賀谷悦子
13:50〜14:40 アミノ酸による作物の病害抵抗性誘導
農研機構 生物機能利用研究部門 瀬尾 茂美
14:50〜15:40 Bacillus 属等微生物を用いた病害防除とその展望
農研機構 中央農業研究センター 吉田 重信
15:45〜16:45 総合討論

参加費：一般 2,000 円　学生 事前申込み無料、当日 1,000 円

申込み：参加をご希望の方は、9 月 6 日までに下記連絡先まで E メールまたは FAX で所属・連絡先と氏名をお知らせ下さい。当日、参加費と引き換えにテキストをお渡し致します。なお、当日の参加も可能です。

連絡先：公益財団法人 報 農 会

事務局： 藤田 肖子、 渡邊 敦子
〒187-0003 東京都小平市花小金井南町 1-12-11　BLOSSOM みさと
TEL／FAX 042-452-7773　　E-mail ： khono511@car.ocn.ne.jp

トケイソウ（時計草）

（和名：トケイソウ　学名：Passiflora caerulea　英名： Passion flower）

時計草はトケイソウ科・トケイソウ属 Passiflora に分類される植物の総称であり、狭義には Passiflora caerulea と言う種です。時計草は花のかたちが時計の文字盤に見えるので「時計草」で、植物分類学上はトケイソウ科トケイソウ属の蔓性の多年草。高さ約４メートル。巻きひげで他に絡みつき、葉は手のひら状に深く裂けている。

夏、直径８センチくらいの時計の文字盤に似た花を開く。花びらと萼は淡紅色か淡青色で、その内側に糸状の紫色の副花冠が多数並ぶ。

原産地は南米ブラジルで、日本には江戸時代に渡来したと言われる。同属には花が赤色のホザキノトケイソウやパッションフルーツ（クダモノトケイソウ）などがある。

和名は、三つに分裂した雌しべが時計の長針、短針、秒針のように見える特徴のある花を咲かせることに由来する。

英名 の passion flower は「キリストの受難の花」の意味で、この場合、「情熱」を意味する passion では無い。

英名の由来は、キリスト教イエズス会の宣教師らによってラテン語で *flos passionis* と呼ばれていたのを英訳したもの。

これには１２世紀から１３世紀イタリア半島中部ウンブリア地方のアッシジにフランチェスコという一人のキリスト教の聖人が係わっている。フランチェスコは、「もう一人のキリスト」と呼ばれるほど信仰に篤い人で、彼の説教を聴きに小鳥が集まってきたと言う説話が知られています。

ある時そのフランチェスコが**「キリストが磔になった十字架の上に咲く花」**を夢に見ました。この話はこれまでですが、やがて１６世紀になり、コロンブスのアメリカ大陸発見を受けてキリスト教の宣教師たちが次々に南アメリカへ布教のために渡り始めます。

そこで、イエズス会の宣教師が、この植物（トケイソウ）と出会い、**「これこそが聖フランチェスコが夢に見た花に違いない」**と確信し、トケイソウの葉を槍に、五本の雄蕊の葯をキリストが釘と槍で受けた五ヶ所の傷に、そして巻きヒゲを鞭に、更に子房を十字架、三本の雌蘂を釘にと、花の部分ごとに**「キリストの受難を象徴」**するものに見立て**「キリスト受難の花」**と命名したとされています。

ここで学名の話ですが、まさに属名の Passiflora（パッシフローラ） はラテン語の flor della passione 受難の花からきており、種小名の caerulea （カエルレア）は「青色の」という意味です。

絵は有名な」ジョツトの**「小鳥への説教」**です。

花言葉：聖なる愛 聖なる力 信じる心等